

限度額を超えた分を支給

高額医療・高額介護合算制度のご案内

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

平成23年8月1日から平成24年7月31日の間に医療費と介護サービス利用料の両方の自己負担があり、その自己負担額を合計して、表の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額

	69歳以下	70～74歳	後期高齢者医療制度加入者
現役並み所得者(上位所得者)	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円

※同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。

申請手続き

○国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者
支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を発送します。

※ただし、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内を発送できない場合があります。

支給対象者になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

○他の健康保険制度(協会けんぽなど)加入者
ご加入先の医療保険に申請するため、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ・相談

○国保・後期高齢者医療制度加入者
市役所市民生活課 国保係・年金係
☎ 63-5112

○他の健康保険制度加入者
市役所高齢福祉課
介護保険係
☎ 63-3790



最近、「還付金(医療費など)があるので、すぐに手続きをしてください。」という内容の不審な電話が全国各地で発生しています。不審な電話があった場合は、必ず警察・ご家族・市役所などにご相談ください。なお、市役所等の職員が医療費などの還付金手続きに、ATMの利用を促すことは決してありません。

所得税・市民税にかかる

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、所得税や市民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所本庁・支所・行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請してください。

認定書交付まで1週間ほどかかります。交付を希望される方は、確定申告をされる前に早めに申請してください。

なお、申請の際には、印鑑を持参してください。

○対象者の目安
対象者の年齢が、平成24年12月31日現在で65歳以上の方

○身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
○介護保険の認定を受けている方

※なお、審査の結果、対象にならない方もいますので、ご了承ください。

※一度認定書の交付を受けた方で、その後、状態に変わりのない方は、以前交付された認定書をそのまま使用することができます。申告相談窓口で認定書を提示し、状態に変わりが無いことをお伝えください。

認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 高齢福祉係 ☎ 63-3790
または各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当
確定申告に関するお問い合わせ
市役所税務課 市民税係 ☎ 63-5110